

# 委託契約書

収入  
印紙

令和 年 月 日

春日井市鳥居松町5丁目44番地  
委託者 春日井市  
代表者 春日井市長 石黒 直樹

受託者

印

委託者春日井市及び受託者〇〇〇とは、次の委託について別添約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

- 委託名 戸籍住民課窓口業務委託
- 委託場所 市民生活部戸籍住民課
- 期間 契約期間 令和8年5月1日から令和11年9月30日まで  
履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- 委託金額 金〇〇〇円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円
- 契約保証金 春日井市契約規則第34条第3号の規定により免除
- 特に定めた条件 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

## 委 託 契 約 約 款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書に定める業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、仕様書に定める業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 委託者は、業務を履行させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受託者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者の協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第41条の規定に基づき、委託者と受託者の協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務委託料の内訳)

第2条 業務委託料の各年度の内訳は、次の各号のとおりとする。

(1) 令和8年度（令和8年10月1日から令和9年3月31日まで）

金〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇円）

(2) 令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

金〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇円）

(3) 令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）

金〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇円）

(4) 令和11年度（令和11年4月1日から令和11年9月30日まで）

金〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇円）

（個人情報の保護）

第3条 受託者は、この業務による個人情報（個人番号が付された特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 受託者は、業務を行う上で知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

また、受託者は、この業務に従事する者が、業務上知り得た情報を漏らさないようにするため、必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、この業務に従事する者の氏名、所属、個人情報の取扱いの有無等を記載した個人情報取扱者名簿を委託者に提出するものとする。また、記載内容を変更したときも同様とする。

4 受託者は、業務を履行するため、個人情報を収集し、保管し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

5 受託者は、この業務において個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でのみ、個人番号を利用することができるものとする。

- 6 受託者は、業務を履行するため収集し、又は作成した個人情報記録された資料（入出力帳票、ドキュメント及び媒体を含む。以下この条において同じ。）を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 7 受託者は、委託者の承諾なしに、業務を履行する事業所から個人情報を記録した資料を持ち出してはならない。
- 8 受託者は、業務を履行するため委託者から提供を受けた個人情報記録された資料を、委託者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- 9 受託者は、業務を履行するため委託者から提供を受けた個人情報の滅失及び毀損の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を履行するために収集した個人情報についても、同様とする。
- 10 受託者が業務を履行するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、この業務の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 11 受託者は、この契約に係る個人情報を取り扱う全ての業務従事者に対して、各会計年度1回以上、個人情報保護に係る研修を実施し、個人情報保護に関する基礎知識、具体的な取扱方法等について周知及び啓発を行うものとする。
- 12 受託者は、この約款に定められた個人情報の保護の遵守状況について、各会計年度1回以上は自己点検を実施し、その結果を委託者へ報告するものとともに、必要に応じて改善措置を講じるものとする。
- 13 委託者は、受託者におけるこの約款に定められた個人情報の保護の遵守状況等について、定期又は必要に応じて随時に立入検査することができるものとする。
- 14 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約の保証）

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証

を付さなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「春日井市契約規則第34条第3号の規定により免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第35条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受託者は、この約款により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者が業務を履行するために必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を、業務を履行するため以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその施行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務従事者及び統括責任者の配置)

第8条 受託者は、委託者と協議の上、業務の遂行に必要な数の業務従事者を確保し、適正に配置しなければならない。

- 2 受託者は、前項の業務従事者から機密保持等の適正な取扱いに関する誓約書等を提出させ、その写しを委託者に提出するものとする。
- 3 受託者は、配置する業務従事者の中から、業務全般にわたって委託者との連絡調整及び他の業務従事者を直接指揮監督する統括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 4 統括責任者は、業務を円滑に遂行するため、必要に応じて随時に委託者と打ち合わせを行うものとする。

(履行報告)

第9条 受託者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第10条 委託者が受託者に無償で貸与し、又は無償で使用させる機器等（以下「機

器等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

- 2 受託者は、委託者が貸与する機器（以下「貸与品」という。）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、機器等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 4 受託者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により機器等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（仕様書と業務内容が一致しない場合の改善義務）

第11条 受託者は、業務の内容が仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な業務改善を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第12条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (2) 仕様書の表示が明確でないこと。
- (3) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (4) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別

な状態が生じたこと。

- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書の変更）

第13条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第15条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業

務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

第15条 受託者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第16条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第17条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(前条の場合にあっては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(予算の減額等による契約変更等)

第18条 委託者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降にお

いて、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第19条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第20条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第21条 業務の履行時に生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除

く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 業務の履行時に第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務を行うにつき通常避けることができない理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第23条 委託者は、第7条、第11条から第16条まで、第20条及び第21条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査)

第24条 受託者は、業務を完了したときは、速やかに委託者に通知しなければな

らない。この場合において、受託者は完了届を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、委託者の指示により直ちに内容を修補し、委託者の検査を受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第25条 受託者は、毎月の業務が完了したときは、当該月分の業務委託料の支払を請求することができる。この場合において、受託者は、業務報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の業務委託料は、第2条各号に規定する業務委託料を該当する年度の履行期間の月数で除した金額を当該月分の業務委託料とし、金額に端数が生じたときは最終月で調整する。
- 3 委託者は、第1項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第26条 委託者は、履行された業務が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、業務改善による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第27条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第29条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第26条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第29条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者はその責めを負わないものとする。

(1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

- (2) 第5条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者が業務を完了させる債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 特定の日時又は一定の期間内に完成をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が完成をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第31条又は第32条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下この条において同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この条において同じ。）に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行

う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対してこの契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

ク カ及びキのほか、法人等の役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(11) 受託者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号及び第35条において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用す

る場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この号並びに第35条第6項及び第7項第1号において同じ。)

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。ウ及び第35条第7項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ イに規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 受託者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。オ及び第35条第7項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

オ 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第28条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由に

よるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第31条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第32条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第13条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第14条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第33条 第31条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第34条 この契約が業務の完了前に解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）を検査することができる。この場合において、委託者は当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければ

ばならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第28条、第29条又は第35条第3項の規定によるときは委託者が定め、第27条、第31条又は第32条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(委託者の損害賠償請求等)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) 履行された業務に契約不適合があるとき。
  - (3) 第28条又は第29条第1号から第10号までの規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第28条又は第29条第1号から第10号までの規定により業務の完了前に契約

が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 委託者は、第1項第1号の場合において、未履行部分相当額につき、遅延日数（委託者が検査に要した日数を除く。）に応じ、遅延が発生した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求することができるものとする。

6 受託者がこの契約に関して、第29条第11号アからオまでのいずれかに該当するときは、次項の規定により違約金を徴収する場合を除き、契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、業務委託料の10分の2に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

7 受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、業務委託料の10分の3に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第29条第11号アに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
  - (2) 第29条第11号イに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号エに規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受託者が委託者に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 8 前2項の規定にかかわらず、委託者は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 9 委託者は、第1項、第2項又は前4項の場合において、賠償金に100円未満の端数があるとき、又は賠償金が100円未満であるときは、その端数金額又は賠償金は徴収しないものとする。
- 10 第2項の場合（第29条第8号又は第10号の規定により、契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受託者の損害賠償請求等）

第36条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第31条又は第32条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第25条第3項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延が発生した時点における支払

遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第37条 委託者は、履行された業務に関し、契約期間の満了日（業務の完了前に契約が解除された場合においては契約が解除された日）から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行おう。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、履行された業務に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、この契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 履行された業務の契約不適合が仕様書の記載内容又は委託者の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(妨害又は不当要求に対する報告義務等)

第38条 受託者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、様態若しくは程度が社会的に正当なものと認めないものをいう。）を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受託者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、春日井市の調達契約から排除措置を講じることがある。

(契約保証金の返還)

第39条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者は、当該契約保証金又は担保を受託者に返還しなければならない。

(1) 第24条第2項の規定による検査に合格したとき。

(2) 第27条第1項の規定によりこの契約を解除したとき又は第31条若しくは第32条の規定によりこの契約を解除されたとき。

(契約の引継ぎ)

第40条 受託者は、契約期間満了のとき、第27条から第29条までの規定によりこの契約を解除したとき又は第31条若しくは第32条の規定により契約を解除されたときは、業務が遅延なく円滑に実施されるよう、後任の受託者等に対して、委託者の指示に従い、業務の引継ぎをしなければならない。この場合において、引継ぎの方法及び日時は、別途協議するものとする。

(紛争の解決)

第41条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者とが折半し、その他のものは委託者と受託者がそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第42条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。